

第4-8表 失業保険制度

Table 4-8: Unemployment insurance schemes

	日本	アメリカ	イギリス
制度名	失業給付	連邦・州失業保険	抛出制求職者給付(JSA)
根拠法	雇用保険法	社会保障法(1935年) 連邦失業税法(1939年) 各州失業保険法	求職者給付法(1995年)
被保険者	全雇用者。65歳以上の者、公務員及び船員は適用除外	暦年の各四半期における賃金支払総額が1,500ドル(約16万5千円)以上、又は1人以上の労働者を暦年で20週以上雇用する事業主	原則として18歳以上。年金受給年齢(男性65歳、女性60歳)未満のイギリス居住者(ただし、16歳及び17歳のものについては例外がある)
受給要件	(基本手当) ・ 離職前2年間に12か月以上被保険者期間があること。但し、特定受給資格者(倒産、解雇等による離職者)については、離職前1年間に6か月で受給資格要件を満たす。 ・ 公共職業安定所に来所し、求職の申込みを行い、就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、本人や公共職業安定所の努力によっても、職業に就くことができない「失業状態」にあること。 ・ 自己都合による離職の場合には原則3か月間の給付制限がかかる。	州毎に異なるが、一般的には事業主都合で解雇され、求職中の就労可能な失業者である。懲戒解雇者や自発的離職者(セクハラ、本人の病気、配偶者の転勤に伴う転居の理由の場合を除く)は対象とならない。 主な要件は以下の通り。 (1)離職前に一定の雇用期間及び一定額以上の所得があること (2)求職、再就職の能力、意思があること (3)解雇又は就職拒否に関する欠格事由に該当しないこと	(1)職業に就いていないこと又は収入のある仕事に週平均16時間以上従事していないこと (2)就労を行う能力を有し、求職活動を積極的に行い、かつ直ちに就職し得ること (3)過去2年間のうち1年間、保険料を納付していること (4)パーソナル・アドバイザー ¹⁾ との間で求職者協定を締結し、2週間に一度ジョブセンター・プラスに来所すること (5)現在フルタイムの教育を受けていないこと
給付水準	離職前賃金の50～80%(低賃金ほど率が高い。60歳以上65歳未満の者については45～80%)。	州毎に異なるが、概ね課税前所得(平均週給)の50%。	18歳未満:州34.60ポンド(約7千円)、18～24歳:週45.50ポンド(約9千円)、25歳以上:週57.45ポンド(約1万2千円) ※週50ポンド(約1万円)を越える年金を受給している場合には、求職者給付の受給額が減額。

	ドイツ	フランス	スウェーデン
制度名	失業給付(Arbeitslosengeld)	雇用復帰支援手当(ARE)	失業給付
根拠法	社会法典第3編(SGB III)「雇用促進」(Arbeitsförderderung)	2006年1月18日発効の労働協約	失業保険法及び失業保険基金法(1998年)
被保険者	週15時間以上の労働に従事する65歳未満の者	民間の賃金労働者	任意所得比例保険:失業保険基金加入の20歳以上65歳未満の労働者自営業者
受給要件	(1)職業に就いていないこと又は雇用されている場合は就労時間が週15時間未満であること(後者はいわゆる「短時間勤務給付」) (2)求職活動を行い、職業紹介に応じうる状態であること(ただし、58歳以上の者は求職活動を免除される) (3)離職前2年間に於いて通算12か月以上保険料を納付していること (4)公共職業安定所に失業登録をしていること (5)65歳未満であること ※58歳以上の者の求職活動免除措置は2007年末で廃止予定。	(1)離職前22か月間に6か月以上就労していたこと (2)正当な理由がなく自己都合退職(辞職)した者ではないこと (3)就労活動に必要な身体能力があること (4)ASSEDICに求職者として登録されていること (5)求職活動を、実際に、かつ継続的に行っていること(再就職活動の指針となる「個別就職計画(PPAE: Projet Personnalisé d'Accès à l'Emploi)」に従って行う) (6)原則として、60歳未満であること	(1)離職前12か月間に、各月80時間以上で6か月間、各月50時間以上で連続する6か月間に480時間以上就労していた者。 (2)完全あるいは部分的に失業中で、1日3時間・1週17時間以上の労働に必要な能力及び就労意思があり、公共職業安定所で登録し、復職計画の策定に協力し、積極的な求職活動を行っている者。 (3)失業保険基金において12か月以上被保険者であったこと。
給付水準	従前の手取賃金(法律上の控除額を差し引いた前職の賃金)の67%(扶養する子がない者は60%)。	給付額(日額)は離職前の賃金(月額)及び勤務形態(フルタイム、パートタイム等)に基づいて算定。フルタイム労働者の場合、以下のいずれかによる。 〈離職前の賃金(月額)…〉* * 1066ユーロ以下:支給額(日額は、離職前の賃金(日数=月額130)の75% * 1066~1168ユーロ:支給額(日額は、26.66ユーロの定額(月額換算では、799.8ユーロ) * 1168~1928ユーロ:支給額(日額は、離職前の賃金(日額=月額/30)の57.4% なお、離職前の賃金が高額(月額11,092ユーロ以上)であった場合、月額11,092ユーロであったとして給付額を算定する。	当初200日間は従前賃金の80%相当額(月額上限額680クローナ)、その後100日間は従前賃金の70%。

第4-8表 失業保険制度(続き)

Table 4-8: Unemployment insurance schemes (cont.)

	日本	アメリカ	イギリス
給付期間	年齢、被保険者期間、離職の理由等により、90日～360日 ※受給期間中に、病気、怪我、妊娠、出産、育児等の理由により引き続き30日以上働くことができなくなった場合、その日数に限り、受給期間の延長が可能(最長3年間)。	州毎に異なるが、概ね最長26週 ※失業情勢が一定水準以上悪化し、延長給付プログラムが発動した州では最長59週。	最長182日(26週)
財源	給付総額の13.75%を国庫負担、残りが保険料。 保険料は当該労働者の賃金総額の1000分の15.0であり、失業等給付分として1000分の12.0を労使が折半し、残り1000分の3.0を雇用安定事業・能力開発事業分として使用者が負担する(平成19年雇用保険法改正による)。	<保険料(2006年)> 事業主が負担する連邦失業税及び州失業税。3つの州を除き、被用者負担はない。 事業主から徴収される連邦失業税は年間支払賃金額の6.2%であるが、一定の条件を満たす場合は5.4ポイント分の控除があるため実際の税率は0.8%。最高56ドルまで。 州失業税率の平均は2.42%(課税対象となる賃金ベース)。	<保険料(2006年)> 賃金の23.8% 被用者:11.0% 事業主:12.8% (国家第二年金加入者の国民保険 ²⁾ 料) <国庫負担> 原則なし
管理運営機構	中央…厚生労働省 地方…都道府県労働局、公共職業安定所	連邦労働省が管轄し、各州が制度の管理運営(2005年)。	雇用年金省が管理運営し、実際の給付は同省所管のジョブセンタープラスで受ける。

	ドイツ	フランス	スウェーデン
給付期間	50歳未満:6~12か月 50歳以上55歳未満: 6~15か月 55歳以上58歳未満: 6~18か月 58歳以上:6~24か月 被保険者期間の長短は被保 険者期間の長さに応じる。 ※短時間勤務給付は2009年 から1年間の時限措置で支給 期間を18か月に拡大。	50歳未満:7~23か月 50歳以上:7~36か月 給付期間の長短は被保険者 期間の長さに応じる。	最長300日。但し、18歳未満の 子供のいる父母は、さらに300 日まで追加受給可能。
財源	<保険料(2009年)> 賃金の3.0%(労使折半) ※ただし、2009年1月から2010 年6月までの18か月間は時限 措置として2.8%に引下げ。 <国庫負担> 支出が収入及び積立金で賄 えないときに限り、不足分を連 邦政府が全額負担。	<保険料(2008年)> 保険料率は総賃金の6.4% 被用者:2.4% 事業主:4.0% <国庫負担> 財源の98.9%は、被用者及 び雇用主の拠出金である。 (2007年)	労働者の拠出する保険料及 び国からの補助金。任意所得 比例保険の場合、被保険者は 基金により異なる保険料(月69 クローナから238クローナ)を拠 出。使用者拠出はない。政府 は、基礎保険も含め、失業保 険給付全体の経費の9割以上 を負担。
管理運営 機構	連邦労働・社会省が監督し、 連邦雇用庁が運営。保険料徴 収は疾病金庫が実施。	民間の機関である地域商工業 雇用協会及び全国商工業雇 用連合が管理運営。	全国に36ある失業保険基金が 管理運営を行い、新たに設立 された失業保険基金アルファ と併せ、労働市場庁が全般的 な監督を行う。
備考	失業保険給付の給付終了後 なお失業している生活困窮者 等に対して、連邦政府が受給 費を負担する失業給付II制度 がある(参考表参照)。	失業給付の受給期間を満了し た長期失業者などを対象とし た連帯失業手当制度がある (参考表参照)。	失業保険給付は「所得」として 課税対象。年金額の算定にも 換算される。

資料出所 厚生労働省(2007.3)「2005~2006年海外情勢報告」

日本:厚生労働省及びハローワークホームページ

アメリカ:連邦労働省ホームページ(<http://workforcesecurity.doleta.gov/unemploy/>)

ドイツ:連邦労働社会省ホームページ

スウェーデン:厚生労働省(2003.8)「2002~2003年海外情勢報告」、IAF(スウェーデン失業保
険局)ホームページ, IAF(2007) *Annual Report 2006*

- (注) 1) パートナルアドバイザーは、求職者に対する各種支援を担当するジョブセンター・プラスの職
員(個別相談員)。
2) 国民保険(National Insurance)は、拠出制求職者給付、基礎年金、国家第二年金、就労不能
給付(Incapacity Benefit)等を含む単一の社会保険制度である。